

熊本市中央区まちづくり事業アイデア提案制度実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、中央区まちづくりビジョンに基づくまちづくりの推進を図るため、熊本市中央区まちづくり事業アイデア提案制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる提案）

第 2 条 対象となる提案は、中央区まちづくりビジョンに掲げるまちづくりの方向性に合致し、次のいずれかに該当するものとする。

- （ 1 ）地域で抱える課題を自らが主体となって解決を図る提案
- （ 2 ）地域の魅力向上のための提案

（対象となる事業）

第 3 条 前条の提案の対象となる事業は、区民と行政の協働により実施するもので、次のいずれかに該当する事業とする。

- （ 1 ）区民を対象として実施する事業
- （ 2 ）中央区内で実施する事業
- （ 3 ）その他中央区のまちづくりに資する事業

（提案事業の要件）

第 4 条 提案する事業は、以下の要件すべてを満たすものとする。

- （ 1 ）中央区まちづくりビジョンの方向性に即していること
- （ 2 ）地域が抱える課題に対応していること
- （ 3 ）単なる陳情・要望でないこと
- （ 4 ）施設等の建設や整備を目的としたものでないこと
- （ 5 ）実現可能であること
- （ 6 ）同一地域（校区）で各種団体等により現在行われていないものであること
- （ 7 ）市又は区の事業として現在行われていないものであること
- （ 8 ）営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けるものでないこと
- （ 9 ）政治、宗教活動及び営利活動を目的としたものでないこと
- （ 10 ）公序良俗に反していないこと

（提案方法）

第 5 条 第 2 条に係る提案をしようとする者は、中央区まちづくり事業アイデア提案書（様式 1）を随時区長に提出するものとする。

（提案に伴う協議事項の選定）

第6条 前条の規定により提出された提案について、中央区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）は協議すべきものを選定し、その結果について区長は提案者に通知するものとする。

（事業化に向けた協議等）

第7条 前条の規定により選定した提案については、懇話会において事業化に向けて必要な事項を協議する。

2 懇話会は、協議した結果を区長へ報告する。

（事業内容の決定等）

第8条 区長は、前条の規定による協議結果の報告を受けたときは、中央区役所まちづくり推進委員会に諮ったうえで事業内容を決定するとともに、必要に応じて予算措置をとるものとする。

（事業期間）

第9条 事業の実施は、原則として事業開始年度の期間内とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

中央区における過去の提案事業

	事業名	結果
H 2 7 年度 に提案された事業	「中央区いきいきクーポン（仮称）」の配布	
	バイタルデータデバイスによる健康づくり	
	ごみゼロキャンペーンウィーク実施による中心市街地の美化活動	H 2 8 実施
	「一緒に食べるとおいしいよ！」 ～「おしゃべり広場」～	H 2 8 実施
	Start-up,中央区。～中央区内に存在する様々な課題の解決を図るためのワークショップの実施及びそこで出た多種のアイデアの実現～	H 2 8 実施
H 2 6 年度 に提案された事業	熊本城音楽フェスティバル	
	食べて、話して繋がろう中央区	H 2 7 実施
	熊本城～新町・古町～中心市街地～水前寺 文武両道：八雲と武蔵をメインとした「文学の散歩道」、「不敗の道」	
	井手を活かしたまちづくり	H 2 7 実施
	「命の授業」によるつながりづくり	